

令和4年7月22日
教育委員会事務局
総務課行政係
電話 027-226-4526

地方自治法第180条の2の規定による補助執行の協議について

地方自治法第180条の2の規定に基づき、次の事務を教育委員会が補助執行することについて、群馬県知事あて協議する。

1 補助執行を行う事務

教育委員会の所掌事務の執行に関する県を相手とする法に基づく損害賠償請求の処理に係る事務

2 補助執行職員

教育次長

教育次長（指導担当）

（参 考）

○ 地方自治法第180条の2

普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長（教育委員会にあつては、教育長）、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。ただし、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。